

横浜市心身障害児者を守る会連盟規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この団体は、横浜市心身障害児者を守る会連盟（以下「連盟」という）と称し、事務所は横浜市港北区鳥山町1752 障害者スポーツ文化センター「横浜ラポール」内におく。

(目的)

第2条 この連盟は、会員の相互理解を基盤に福祉・医療・療育・教育・労働等の諸施策推進のための諸活動を行なうことにより、障害児者福祉の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 この連盟は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員の情報交換に関する活動
- (2) 会員の相互理解と協力を深める活動
- (3) 会員の事業活動を強め、推進する活動
- (4) 心身障害児者に関する各種啓発活動
- (5) 心身障害児者に関する福祉施策推進のための活動
- (6) 心身障害児者に関する各種相談活動
- (7) 心身障害児者の権利擁護に関する活動
- (8) 心身障害児者の文化交流、スポーツの振興に関する活動
- (9) 連盟の広報に関する活動
- (10) 行政・関係機関・関係団体との連携、情報の交換、交渉に関する活動
- (11) その他、目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 この連盟の会員は、この連盟の目的に賛同して入会した下記の親の会とする。

- (1) 横浜市内の市域単位の心身障害児者の親の会（支部を含む）
- (2) 前項以外で連盟の趣旨に賛同し、第16条に定める総会で承認した親の会

(入会)

第5条 会員になろうとする親の会は、入会申込書を代表幹事に提出し、総会の承認を得なければならない。

(分担金)

第6条 会員になろうとする親の会は、総会において定めるところにより、分担金を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を代表幹事に届け出なければならない。

(失効)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、会員資格を失効することができる。

- (1) 分担金を3年以上納入しないとき。
 - (2) この連盟の名誉を毀損し、またはこの連盟の設立の趣旨に反する行為をしたとき
- 2 前項第2号の規定により会員資格を失効するときは、失効に関する議決を行なう総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(分担金等の不返還)

第9条 既に納入した分担金等は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第10条 この連盟に、次の役員を置く

- (1) 代表幹事 1名
 - (2) 副代表幹事 1名
 - (3) 幹事 1名以上30名以内
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 会計監査 2名
- 2 幹事は、各会員より推薦された者1名を総会において選任する。但し、各会員より複数人推薦があった場合は、総会で承認した場合に限り、各会員から最大3名までを幹事として選任できるものとする。
- 3 代表幹事は、幹事の中から総会において選任する。
- 4 副代表幹事、事務局長及び会計監査は、幹事の推薦により定める。
- 5 幹事及び会計監査は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 代表幹事は、この連盟を代表し、その業務を統括する。

- (1) 副代表幹事は、代表幹事を補佐する。また、代表幹事に事故あるときはその職務を代理し、代表幹事が欠けたときはその職務を行なう。
- (2) 幹事は、幹事会を構成し、この連盟の業務の執行を決定する。
- (3) 事務局長は、代表幹事及び副代表幹事を補佐し、この連盟の事務全般を掌理する。
- (4) 会計監査は、この連盟の会計を監査し、総会において監査結果報告を行うものとする

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第13条 役員が次の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問、相談役)

第14条 この連盟に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者及びこの連盟に功績顕著のあった者のなかから代表幹事が幹事会の議決を経て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、この連盟の会務について代表幹事の諮問に応える。

(事務局)

第15条 この連盟の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長の他、事務局職員を若干名置くことができる。事務局職員は、代表幹事が任免する。
- 3 事務局に関する規程等は、別途定める。

第4章 総会

(総会の構成及び権能)

第16条 総会は、会員をもって構成し、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会員の承認及び資格失効
 - (4) 幹事の選任
 - (5) 代表幹事の選任
 - (6) 役員解任
 - (7) 規約の改正
 - (8) 解散
 - (9) その他、この連盟の運営に関する重要事項
- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の開催及び招集)

第17条 定期総会は、毎年1回（6月）開催する。

（1）総会は、代表幹事が招集する。

（2）代表幹事は、幹事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して要求があるときは、10日以内に臨時総会を開催しなければならない。

（総会の議長）

第18条 総会の議長は、代表幹事が当たる。

（総会の定足数）

第19条 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状・代理出席含む）をもって成立する。

（総会の議決）

第20条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の3分の2以上を以て決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

（総会の議事録）

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）出席団体名及び出席者数

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

第5章 幹事会

（幹事会の構成及び業務）

第22条 幹事会は、幹事をもって構成し、この規約に定める事項のほか、次の事項について議決する。

（1）総会の議決した事項の執行に関する事項

（2）総会に付議すべき事項

（3）その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（幹事会の開催及び招集）

第23条 幹事会は、原則として毎月1回第3土曜日に開催する。

（1）幹事会は、代表幹事が召集する。

（2）代表幹事は、幹事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して要求があるときは、10日以内に幹事会を開催しなければならない。

第24条 幹事会の議長は、代表幹事が当たる。

（幹事会の定足数）

第25条 幹事会は、幹事の3分の2以上の出席をもって成立する。

（幹事会の議決）

第26条 幹事会の議決権は各会員1票とする。また、幹事会の議事は、出席した会員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

（幹事会の議事録）

第27条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）幹事総数、出席者数及び出席者氏名

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその幹事会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

（部会、事業部）

第28条 この連盟は、第3条の活動を達成するため、部会及び事業部を設置することができる。

第6章 資産及び会計

(資金)

第29条 この連盟の経費は、次の資金をもって充てる。

- (1) 会員の分担金
- (2) 補助金及び助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(分担金)

第30条 この連盟の会員は、分担金として年額20,000円を会計年度始めから6ヶ月以内に事務局に支払うものとする。

ただし、分担金の支払い不履行な場合は、幹事会に理由書を提出しその裁定を仰ぐものとする。

(事業年度)

第31条 この連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 この連盟の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに代表幹事が作成し、総会の議決を経なければならない。

第33条 この連盟の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、代表幹事が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この連盟が規約を変更しようとするときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第35条 この連盟は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業並びに活動の成功の不能
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第36条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この連盟と類似の目的をもつ団体等に寄付をする。

第8章 雑則

(その他)

第37条 この規約に定めなき事項は、幹事会の議決を経なければならない。

(細則)

第38条 この規約の施行についての細則は、幹事会の議決を経て、代表幹事がこれを定める。

- (附則)
- 1 この規約は、昭和61年 3月15日より施行する。
 - 2 この規約は、平成 4年 4月20日 一部改正。
 - 3 この規約は、平成 8年 9月21日 一部改正。
 - 4 この規約は、平成18年 6月17日 一部改正。